

平成16年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田上

平成15年(ネ)第273号 損害賠償請求控訴事件 (原審・札幌地方裁判所平成14年(ワ)第1896号)

口頭弁論終結日 平成15年12月8日

判 決

福岡市 [Redacted]

控 訴 人 [Redacted] 株式会社

同代表者代表取締役 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 [Redacted]

同 [Redacted]

同 [Redacted]

札幌市 [Redacted]

被 控 訴 人 [Redacted] [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 荻 野 一 郎

同 青 野 涉

同 中 村 歩

主 文

- 1 原判決主文第1項を次のとおり変更する。
控訴人は、被控訴人に対し、金616万円及びこれに対する平成14年10月8日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は第1, 2審とも控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決2頁23行目の「外国為替証拠金取引を行うことを内容とする」を削除する。

- 2 同3頁3行目の「8月」を「11月ころ」と改める。

- 3 同5頁14行目の末尾に改行して次のとおり加える。

「なお、平成9年の外国為替及び外国貿易管理法の改正の柱は、内外の資本取引を自由にする事、外国為替業務を誰でも行うことができるようにしたこと、対内直接投資の事前届出制度を撤廃したことであり、相場を指標として計算上の損益を差金決済するWWMF Xを適法化するものではない。外国為替令18条の7第1項3号の「対外支払手段」とは手形や信用状のようなものを指し、為替取引の実態を含まないWWMF Xのようなものを指すわけではない。」

- 4 同7頁2行目の「危険性と」を「危険性があり、かつ」と、同頁20行目の「先物取引ではない」を「先物取引ではなく、直物取引である」とそれぞれ改める。

- 5 同8頁18行目の「取引をしていること」の次に「、外貨預金であること」を加え、同頁25行目から同頁末行にかけての「顧客は A 社と相対取引を行うのであり、 A 社が」を次のとおり改める。

「WWMF Xは、顧客と A 社がインターバンク市場におけるレート（以下「インターバンクレート」という。）に準じたレートで行う直物取引であり、

A 社が顧客の注文をヘッジできる可能性がない場合等を除いて顧客の注文があれば取引が成立する。 A 社は、

6 同9頁5行目の「否認する。」の次に次のとおり加える。

「WWMF Xには賭博行為性はない。また、外国為替及び外国貿易法（平成9年法律第59号による改正後のもの。以下同じ）は、外国為替業務を完全自由化し、誰でもインターバンク市場とは無関係に外国為替取引、外国為替証拠金取引を相対で行うことを許容している。外国為替及び外国貿易法55条の7、外国為替令18条の7第1項3号は、財務大臣は「対外支払手段の売買又は債権の売買」を相当規模行う者に対して報告を求めることができる旨定めているところ、WWMF Xはこの「対外支払手段の売買又は債権の売買」に該当するから、相当規模の取引を行う場合に報告を求められる以外は、誰もが自由に業としてその取引を行うことができるのである。さらに、WWMF Xでは差益決済も可能になっているが、この点も外国為替及び外国貿易法55条が定める報告義務があるほかは、自由に行うことができるのである。なお、

7 同9頁16行目の末尾に「両建は、その後の相場の変動による損失の拡大を一時的に防ぐものであり、外国為替証拠金取引においても経済的合理性を有するものである。」を加える。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の請求は主文第1項の限度で理由があると判断する。

その理由は、次のとおりである。

1 争点(1)(不当利得返還請求権)、争点(2)(不法行為に基づく損害賠償請求権)、争点(3)(金融商品の販売等に関する法律による損害賠償請求権)及び争点(4)(弁護士費用)について

(1) 控訴人は、WWMF X商品(本件取引)について、それは顧客と A 社間の、インターバンク(銀行間)レートを基準とした証拠金による外国為替の直物の売り、買いの相対取引であった旨主張する。すなわち、本件取

引は、顧客が A 社に証拠金を預託した上、同社に依頼して、インターバンク市場でその証拠金の何倍もの額の外国為替取引を行う先物取引的な性質のものではなく、あくまでも顧客と A 社間の外国為替の直物の相対取引であった旨主張する。

- (2) しかるに、控訴人は、パンフレット及び契約書ひな型（甲 2， 9， 20）等において、WWMF X 商品について、「平成 10 年 4 月のいわゆる外為法の一部改正により、個人投資家の外国為替相場に対する関心が高まった状況下で、これまで機関投資家のみが開かれていた為替取引に個人投資家にも幅広く参加してもらうための、想定元本を 10 万ドルとし、証拠金をその 5% とする、まったく新しい資産運用の手段としての金融派生商品である。」と紹介していた。それは、WWMF X 商品は、個人投資家が機関投資家と並んで新たに外国為替市場に参加することを目的とするものであるかのような印象を与えるものであった。

そして、外国為替取引の危険性について、「外国為替取引は、少ない証拠金で予め合意された倍数に相当する金額の取引が行われる。このために、多大な利益を得ることができると同時に、多大な損失が生じる危険性がある。」とし、「為替相場の変動に応じ、当初預託した取引証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を新たに預けなければならなくなることもある。また、一旦証拠金を追加した後に、さらに損失が増え、預託した証拠金が全部戻らなくなったり、それ以上の損失となることもある。」などと、WWMF X 商品があたかも外国為替市場における先物取引であるかのごとき印象を与える説明をしていた。

控訴人は、その一方で、WWMF X 商品が 1 日単位で決済される直物為替取引であると説明しながらも、「取引契約を行った翌営業日にその契約を乗り換える（ロールオーバー）という行為を繰り返すことによって、決済期限を設けることなく、また受渡し決済を行わずいつでも反対売買によって差金決

済を行うことができ」という仕組みのあることを説明して、顧客をして、本来は為替取引の契約日の2日後に直物取引の決済をすべきところを、現実にはその日には円あるいはドルの受渡し等の決済をせずに、その後の反対売買によってその間の価格差を決済するにすぎない状況、すなわち直物の為替取引を先物取引と誤認せしめかねない状況を作出していた。

その上で、控訴人は、契約書ひな型の取引要項で、「限月」だとか、「呼値」だとか、「手数料」だとか、「証拠金」だとか、「値幅制限」だとかの先物取引にあたって使用する用語の説明を行い、また為替取引用語の解説だとして、同様に「ストップ・ロス」だとか、「ヘッジ」だとか、「追加証拠金」だとかの先物取引にあたって使用する用語の解説を行い、本件取引の勧誘の文書において、本件取引があたかも先物取引であるかのごとく誤認しかねない文言を多用していた。

そして、これらのパンフレット、契約書ひな型等において、控訴人は、WWMFX商品（本件取引）が実は顧客とサマセット社間の1対1の相対取引であるとは、一言の説明もしていなかった。

その上で、控訴人は、「本件取引を通じて、A社（オーストラリア政府認可商業銀行）が預かる顧客の資産は、完全分離保管制度の適用対象となるので安心して取り引きできる」旨を謳っていたが、A社はオーストラリアの登録された証券ディーラーであって、同政府認可商業銀行ではなく（甲6）、また、A社は、その自認するところによれば、顧客からの証拠金を会社の固有財産とは分離して保管していたにすぎないものであり、サマセット社の私的な取引にすぎない本件取引に、あたかも日本における預金保険制度を思わせるような、公的な顧客の資産保護のための「完全分離保管制度の適用」なるものは制度的に存在していなかった。したがって、この謳い文句は、顧客をして、本件取引が公的な資産保護の下にある安全なものであるかのごとく感わしかねないものであった。

(3) A 社と顧客との契約書（甲20, 21）において、A 社は自らをディーラーと称し、顧客を委託者と称していた。

委託者はディーラーに対し、口座を開設することを依頼した場合、その時々々の直物相場によって、特定の通貨を売買することを依頼することができ、委託者はディーラーが委託者の直物相場用に開設した口座を維持し、取引を受託することを依頼するものとされている（契約条項前文I）。

委託者からの注文に関しては、委託者は直物相場に伴うリスク、またその時々々の状況によりディーラーに出した注文が履行できない場合があることに同意し、ディーラーは、委託者から受ける注文を履行するよう最善の努力を尽すものとするが、その時々々の市場の状況により注文の執行が不可能な場合もあり、その時々々の市場状況に従うものとされている（契約条項4C, E, F）。

そして、委託者が出すいかなる注文も、関係市場において、または、あらゆる人物及び市場に対して直接又は間接的に履行されるとされている（契約条項7B）。

また、小口化と低廉な取引コスト〔売買手数料・通貨交換手数料等〕、インターバンク市場において顧客が本当に有利に取引できるのがWWMF Xの最大の特徴であるとも説明されている（冒頭「直物為替取引とは」の部分）。

証拠金については、委託者は新口座を開設する前に最低預託金をディーラーに預託しなければならないが、また、委託者は契約の内容に従った運用を確保するため、ディーラーが必要とする必要証拠金を維持し、必要証拠金の価値が減じた場合にはディーラーが指定する期日までに追証拠金を預託し、預託金を元の額の100パーセントに回復しなければならないものとされ（契約条項5B）、ディーラーが単独の裁量によって必要と判断した場合、もしくは増額証拠金が必要であると決定した場合、委託者は必要とされた額に基づきディーラーに増額証拠金を預託することに同意するとされている（契約条項

5 C)。

また、取引口座には必要な証拠金として最低3000ドルないし5000ドル以上が残高としてなければならず、市場の値動きが顧客の建玉に対して、不利な方向に変動し、「値洗い」計算（毎日ニューヨーク市場現地時間午後3時の値段を以て行い、前日までの値洗い損益、スワップ金利、取引損益金の差引きを含む。）の合計が損計算となり、その合計額が建玉必要証拠金合計額の25パーセント以上となったときサマセット社は、IB（イントロデュシングブローカー）である控訴人を通じて、その連絡（「追証通知書」については必要が生じたその都度サマセット社より顧客宛に直接送る。）をすることも説明されている（冒頭「WWMFX商品説明」部分及び「為替取引用語の解説」部分）。

手数料については、ディーラーは委託者に対し、その取引についてディーラーが定める委託手数料を科すこととされている（契約条項12B）。また、手数料はドルで引き落とされ、1枚（10万ドル）あたり片道100ドルであるとも説明されている（冒頭「WWMFX取引要項」部分）。なお、委託手数料は、取引を委託した場合に発生するものである。

スワップ金利については、ディーラーは委託者に対し、その未決済建玉についてもその時々レートに応じた比率でスワップ金利及び必要とあればその他の費用を科すことができ、委託者の口座の損金残高に対しては、単純日割りベースで北米の当時有効なプライムレートを年率3パーセント上回る利息で請求が行われるとされている（契約条項12B, C）。また、そのポジションによってドルと円の金利差相当分を相場の値動きに関係なく口座に積み立てられる【ないしは口座から引き落とされる】こととなるとも説明されている（冒頭「WWMFX商品説明」部分）。

清算については、委託者はその口座清算時にドル建てのすべての差引勘定の支払を受諾することが義務付けられており（契約条項5A）、閉鎖時の委託

者の口座に残った差引勘定は、委託者がその旨の通知を受け取ってから4営業日が経過するまでに、迅速に行わなければならないとされている（契約条項10A）。また、顧客がポジションを手仕舞った時には自動的にロールオーバーはストップされドルで差金決済が行われる、現受け〔1枚につき10万ドル相当分の円をご用意ください〕することもできるとも説明されている（冒頭「WWMF X商品説明」部分）。

リスク等については、外国為替取引は顧客の外貨建資産における外国為替相場の変動リスクを防ぐ手段として活用すれば非常に便利なものであるが、思惑により利益を追求するといった投機的な手段として利用した時、多大な利益を得る機会があると同時に、元本以上の損失が生じる危険性もある、外国為替取引は少ない証拠金で予め合意された倍数に相当する金額の取引を行うため、多大な利益を得ることができると同時に、多大な損失が生じる危険があるなどと説明されている（冒頭「外国為替取引の危険性について」の部分）。

また、A社（オーストラリア政府認可商業銀行）が預かった顧客の資産については、完全分離保管制度の適用対象となるので安心して取引できると説明されている（冒頭「WWMF X商品説明」部分）。

以上のとおり、A社と被控訴人との本件契約書においても、WWMF X商品（本件取引）が、A社と被控訴人との相対取引であるとの説明は一切なく、逆にそれがインターバンク市場において、ディーラーであるA社を通じて、顧客（被控訴人）が有利に取り引きできるためのものである旨の虚偽の説明がなされていた。

- (4) 顧客とA社との取引は、顧客が控訴人の社員を通じてサマセット社にドルの売り買いの注文を出すというものであり（証人■■■■，同■■■■，被控訴人本人），その取引明細は、あたかもインターバンク市場での取引実績であるかのごとき外観で、1週間ごとに顧客に対し英文で報告されていたとは

いうものの（甲22, 23, 33の1ないし8及び34の1ないし3, 被控訴人本人。英文であるため顧客にとってその取引明細の内容を理解することは困難であった。）、実は A 社は売買の仲介者（ディーラー）ではなく、売買の相手方当事者であったのであるから、A 社は顧客からのドルの売り買いの注文をインターバンク市場に取り次いではいなかった。したがって、A 社と顧客との取引明細なるものは、顧客の理解の不十分さと相俟って、A 社の手によっていかようにも操作されうるものであった。

- (5) 争いのない事実、証拠（甲9の1, 20, 21, 24, 25, 32, 35, 乙27の1及び2, 証人■■■■, 被控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被控訴人が控訴人に入社した当時、テレフォンアポインターは、女性10名程度であった。テレフォンアポインターの仕事は、電話でWWMF Xの勧誘をするというものであり、入社時に、社員から、顧客に配布するパンフレットを参考に30分程度WWMF Xの説明を受けるが、分からないことがあれば社員に取り次げばよいと言われ、交付された「テレコール基本話法」（甲32）という勧誘マニュアル（以下「テレコール基本話法」という。）に従って勧誘するように指示されていた。なお、テレコール基本話法は、被控訴人の上司で控訴人札幌第4支店課長であった国■■■■（以下「国■■■■」という。）とその直属の上司である■■■■副部長が作成したものである。被控訴人も、外国為替取引などの経験は一切なく、WWMF Xの内容は全く理解できないまま、テレコール基本話法の記載に従って、WWMF Xを後記のとおり外貨預金の一種であるとして勧誘していた。

イ テレコール基本話法には、「ワールド・ワイド・マージンFXという外貨建て預金はテレビ、新聞で聞いた事がありますか?」、「私ども^{控訴人}■■■■の商品は先ほども言ったように“ワールド・ワイド・マージンFX”と言いま

して、私どもコスモとオーストラリアの商業銀行 “ A ・アンド・ ” が業務提携した外貨建て預金です。」との記載がされている。その他、WWMF Xの内容に関する部分としては、「簡単に言えば〇〇様の出した資金に金利がつき更に毎日移り変わるドルの値幅で利益も与えられるという商品なんですよ。」という記載があるにすぎない(甲32)。(証人■■■■及び同■■■■は、テレコール基本話法のうちWWMF Xは外貨建て預金であるとする部分は間違いなので、テレフォンアポインターには訂正して勧誘するように徹底していた、修正版を作成して再配布したなどと供述し、乙30及び32にも同旨の記載がある。しかし、テレコール基本話法の修正版は提出されておらず、また、前記のとおり、テレコール基本話法は■■■■副部長と国■■■■が作成したものであるところ、WWMF Xが外貨建て預金か否かという最も基本的な点で間違いを記載するとは思われず、WWMF Xは外貨建て預金であるとして勧誘するというのが当時の控訴人札幌支店の認識であったと推認できるから、原審証人■■■■及び同■■■■の前記供述部分及び乙30及び32の記載部分は採用しない。)

ウ 被控訴人は、入社後ほどなくして、控訴人の従業員から、他の銀行の外貨預金とWWMF Xを比較した一覧表のチラシ(甲24)、「ワールド・ワイド・マージンFXー外国為替取引ー」と題するチラシ(甲9の1)、「スワップ金利表」と題するチラシ(甲25)を渡され、WWMF Xについて、テレコール基本話法にあるとおり、高利回りの外貨預金であるとの思いを強くした。

エ 平成13年1月5日ころ、被控訴人は、WWMF X1口の契約分とされていた70万円を預けて取引を開始することとした。そして、同月6日、契約書(甲20)に署名をするとともに、70万円を国■■■■に交付した。この際、被控訴人に対しては、高い金利が付くこと、いつでもおろせること、という説明がされたが、契約書の内容についての説明はされなかった。

オ 契約締結後1週間程度して、被控訴人は、国■から、利益が20万円程度出た旨を告げられるとともに、さらに100万円を預けることを勧められて承諾し、平成13年1月17日ころ、国■に100万円を交付した。その数日後、被控訴人は、国■から、被控訴人の預けた金員について利益が出ていることを告げられ、さらに預ける金員を増額する旨の提案をされた。国■は、被控訴人の父の名義を借りて口座を作成することを提案し、さらに、預金の残りの480万円すべてを利用することに躊躇している被控訴人に対し、利益の中から毎月10万円の支払を受けるようにすることを提案して、結局、同月29日、被控訴人から480万円の交付を受けるとともに、被控訴人の父である■■■■の名義で口座を開設した。

カ その後、被控訴人は、平成13年3月20日に10万円、同年4月21日に10万円、同年5月末近くに10万円、同年6月27日に20万円、同年8月10日に30万円、同年10月か11月ころに10万円の支払を受けた。これらの支払は、すべて被控訴人の口座等に振り込まれるのではなく、国■あるいは■■■■から手渡しで受けていた。

キ 以上の取引で、被控訴人は、控訴人に対し、平成13年1月6日に70万円、同月22日に100万円、同月29日に480万円を支払い、同年3月から同年11月ころまでの間に合計90万円の支払を受けて、差引560万円の損失となった。

以上のとおり認められる。

(6) 以上判示したところに基づき検討する。

ア WWMF X商品（本件取引）は、控訴人の自認するとおり、顧客とサマセット社間の、インターバンク（銀行間）レートを基準とした外国為替の直物の売り買いの相対取引であった。

しかるに、控訴人は、WWMF X商品のパンフレット及び契約書ひな型等において、WWMF X商品が、顧客と A 社間の外国為替の直物

の売買の相対取引であることは一言も説明せず、逆に個人投資家が機関投資家と並んで新たに外国為替市場に参加する先物取引であるかのような印象を与える説明をしていた。すなわち、WWMFX商品とは、「委託者」である顧客が、「ディーラー」である A 社に証拠金を預け入れた上、A 社に対し、その時々、の直物相場によるドルの売買を委託し、A 社はインターバンク市場において顧客の注文を履行し、その後の反対売買により顧客との差金決済をするという趣旨の説明であった。

それは、WWMFX商品が、顧客と A 社間の直物の相対取引であるとすれば、本来は不要な、取引証拠金の制度の説明（これが相対売買当事者の一方である顧客からその他方の A 社に対してのみ預託が義務付けられる合理的な根拠は認め難い。）、あるいは取引証拠金に基づく本件取引のハイリスクの説明（この説明は直物の相対取引にはそぐわない。）、そのための顧客が直物の相対取引を先物取引と誤認しかねないロールオーバーという仕組みの作出、また上記WWMFX商品の勧誘文書にみられる先物取引用語の多用、そして何よりも本件基本契約書において、顧客を委託者と呼び、A 社は自らをディーラーと呼んでいること等に端的に現れていた。

そして、控訴人は、上記勧誘文書において、A 社はオーストラリアの登録された証券ディーラーにすぎないのに、同社を同政府認可商業銀行である旨の虚偽の記載をし、また、本件取引が「完全分離保管制度の適用対象」となるなどと、あたかも私的な取引である本件取引が公的な保護の対象となるかのような誤解を与えかねない記載をしていた。

以上のとおり、控訴人は、WWMFX商品の販売に当たって、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していたものというべきである。

イ そして、被控訴人と A 社との本件取引においては、控訴人は被

控訴人に対し、WWMF X商品は、要するに外貨建て預金である旨の虚偽の説明を行って勧誘し、その旨誤信した被控訴人と「A」社との間で本件取引がなされているのである。

この被控訴人の行為は、上記認定判断のとおり、控訴人がWWMF X商品の販売に当たって、顧客に対し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していた結果なされたものと判断するのが相当である。

ウ 以上のとおり、控訴人は、被控訴人に対し、WWMF X商品の販売に当たって、顧客に対し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していたというべきであるから、本件取引について控訴人には被控訴人に対する不法行為が成立するものというべきである。

(7) 被控訴人は、前記のとおり、本件WWMF Xの取引において560万円の損失を被っているところ、これが控訴人の不法行為と相当因果関係のあるものであることは明らかである。

また、被控訴人は、本訴訟の追行を被控訴人代理人らに委任しているが、このための費用も、前記不法行為と相当因果関係のある損害と解されるところ、その金額は56万円と判断するのが相当である。

2 争点(5) (過失相殺) について

前記のとおり、被控訴人は、控訴人が虚偽の情報を与え、重要な情報を隠蔽して被控訴人を勧誘したため、本件WWMF Xの取引をしたのであり、この取引において被控訴人には格別責められるべき点は認められないから、控訴人の過失相殺の主張は理由がない。

3 以上の次第で、被控訴人の請求は、616万円及び本訴状送達の日翌日である平成14年10月8日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

第4 結論

よって、原判決主文第1項を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 坂 本 慶 一

裁判官 北 澤 晶

裁判官 石 橋 俊 一

これは正本である。

平成16年2月26日

札幌高等裁判所 第3民事部

裁判所書記官 田上弘樹



